明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

# 官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

## 目次

〔省　令〕
○経済産業省生産動態統計調査規則の一部を改正する省令（経済産業二八一）　一
〔告　示〕
○生産動態統計調査票の様式を定める件の一部を改正する件（経済産業二五五）　五
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　四
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　六
会社その他
会社決算公告　七

## 省令

### ○経済産業省令第六十二号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第十八条の規定に基づき、経済産業省生産動態統計調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十二月十九日

経済産業大臣　茂木　敏充

経済産業省生産動態統計調査規則の一部を改正する省令

経済産業省生産動態統計調査規則（昭和二十八年通商産業省令第十号）の一部を次のように改正する。

別表鉄鋼及び鉄鋼加工製品の項中

| | |
|---|---|
| 磨帯鋼 | 冷延広幅帯鋼<br>冷延鋼板<br>冷延電気鋼帯<br>ブリキ<br>ティンフリースチール<br>亜鉛めっき鋼板<br>その他の金属めっき鋼板<br>簡易鋼矢板<br>軽量形鋼 |

を

| | |
|---|---|
| 磨帯鋼・冷延鋼板 | 冷延広幅帯鋼<br>冷延電気鋼帯<br>ブリキ<br>ティンフリースチール<br>亜鉛めっき鋼板<br>その他の金属めっき鋼板<br>簡易鋼矢板<br>軽量形鋼 |

に、

| | |
|---|---|
| 磨棒鋼 | 鉄鉄等を生産するもの | 冷間圧造用炭素鋼線<br>硬鋼線<br>溶接棒心線<br>針金<br>亜鉛めっき硬鋼線 |
| | 右以外のもの | |

を

| | |
|---|---|
| 磨棒鋼 | 鉄鉄等を生産するものであって従事者三十名以上のもの | 冷間圧造用炭素鋼線<br>PC鋼線<br>ピアノ線<br>ステンレス鋼線<br>その他の特殊鋼線 |
| | 右以外のものであって従事者三十名以上のもの | |

に、

| | |
|---|---|
| 磨棒鋼 | 鉄鉄等を生産するものであって従事者三十名以上のもの | 冷間圧造用炭素鋼線<br>硬鋼線<br>溶接棒心線<br>針金<br>亜鉛めっき硬鋼線 |
| | 右以外のものであって従事者三十名以上のもの | |

に、

| | |
|---|---|
| そスピP冷磨 | 鉄鉄等を生産するものであって従事者三十名以上のもの | 管<br>全部<br>を<br>鋳鉄管 |
| | 右以外のものであって従事者三十名以上のもの | 鋳鉄 |

| | |
|---|---|
| 棒鋼 | 鉄鉄等を生産するもの | 冷間圧造用炭素鋼線<br>PC鋼線<br>ピアノ線<br>ステンレス鋼線<br>その他の特殊鋼線 |
| | 右以外のもの | |

を

| | |
|---|---|
| 棒鋼 | 鉄鉄等を生産するもの | 冷間圧造用炭素鋼線<br>硬鋼線<br>溶接棒心線<br>針金<br>亜鉛めっき硬鋼線 |
| | 右以外のもの | |

を

| | |
|---|---|
| 帯鋼 | 冷延広幅帯鋼<br>冷延鋼板<br>冷延電気鋼帯<br>ブリキ<br>ティンフリースチール<br>亜鉛めっき鋼板<br>その他の金属めっき鋼板<br>簡易鋼矢板<br>軽量形鋼 |

に、

| | |
|---|---|
| 帯鋼・冷延鋼板 | 冷延広幅帯鋼<br>冷延電気鋼帯<br>ブリキ<br>ティンフリースチール<br>亜鉛めっき鋼板<br>その他の金属めっき鋼板<br>簡易鋼矢板<br>軽量形鋼 |

に、

| | |
|---|---|
| 棒鋼 | 鉄鉄等を生産するもの | 冷間圧造用炭素鋼線<br>硬鋼線<br>溶接棒心線<br>針金<br>亜鉛めっき硬鋼線 |
| | 右以外のもの | |

を

| | |
|---|---|
| 棒鋼 | 鉄鉄等を生産するもの | 冷間圧造用炭素鋼線<br>PC鋼線<br>ピアノ線<br>ステンレス鋼線<br>その他の特殊鋼線 |
| | 右以外のもの | |

を

| | |
|---|---|
| 磨棒鋼 | 鉄鉄等を生産するものであって従事者三十名以上のもの | 冷間圧造用炭素鋼線<br>PC鋼線<br>ピアノ線<br>ステンレス鋼線<br>その他の特殊鋼線 |
| | 右以外のものであって従事者三十名以上のもの | |

に、

| | |
|---|---|
| 磨棒鋼 | 鉄鉄等を生産するものであって従事者三十名以上のもの | 冷間圧造用炭素鋼線<br>硬鋼線<br>溶接棒心線<br>針金<br>亜鉛めっき硬鋼線 |
| | 右以外のものであって従事者三十名以上のもの | |

に、

| | |
|---|---|
| そスピP冷磨 | 鉄鉄等を生産するものであって従事者三十名以上のもの | 管<br>全部<br>を<br>鋳鉄管 |
| | 右以外のものであって従事者三十名以上のもの | 鋳鉄 |